



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 告 示

- 家畜に対する消毒方法等の実施命令（北部家畜保健衛生所）…………… 1
- 家畜に対する消毒方法等の実施命令（中央家畜保健衛生所）…………… 1
- 家畜に対する消毒方法等の実施命令（宮古家畜保健衛生所）…………… 1
- 家畜に対する消毒方法等の実施命令（八重山家畜保健衛生所）…………… 2

## 告 示

### 沖縄県告示第504号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第30条の規定により、家畜の伝染病のまん延を防止するため、次のとおり家畜の所有者に対し防止措置の実施を命ずる。

令和2年12月11日

沖縄県北部家畜保健衛生所長 稲 嶺 修

- 1 実施の目的 県内における高病原性鳥インフルエンザのまん延の防止
- 2 実施する区域 北部家畜保健衛生所の所管区域
- 3 実施の期日 令和2年12月12日から令和3年3月31日まで
- 4 実施すべき措置 緊急消毒
- 5 実施方法 北部家畜保健衛生所長が定める方法

### 沖縄県告示第505号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第30条の規定により、家畜の伝染病のまん延を防止するため、次のとおり家畜の所有者に対し防止措置の実施を命ずる。

令和2年12月11日

沖縄県中央家畜保健衛生所長 仲 村 圭 子

- 1 実施の目的 県内における高病原性鳥インフルエンザのまん延の防止
- 2 実施する区域 中央家畜保健衛生所の所管区域
- 3 実施の期日 令和2年12月12日から令和3年3月31日まで
- 4 実施すべき措置 緊急消毒
- 5 実施方法 中央家畜保健衛生所長が定める方法

### 沖縄県告示第506号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第30条の規定により、家畜の伝染病のまん延を防止するため、次のとおり家畜の所有者に対し防止措置の実施を命ずる。

令和2年12月11日

沖縄県宮古家畜保健衛生所長 砂 川 尚 哉

- 1 実施の目的 県内における高病原性鳥インフルエンザのまん延の防止
- 2 実施する区域 宮古家畜保健衛生所の所管区域

- 3 実施の期日 令和2年12月12日から令和3年3月31日まで
- 4 実施すべき措置 緊急消毒
- 5 実施方法 宮古家畜保健衛生所長が定める方法

**沖縄県告示第507号**

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第30条の規定により、家畜の伝染病のまん延を防止するため、次のとおり家畜の所有者に対し防止措置の実施を命ずる。

令和2年12月11日

沖縄県八重山家畜保健衛生所長 安 富 祖 誠

- 1 実施の目的 県内における高病原性鳥インフルエンザのまん延の防止
- 2 実施する区域 八重山家畜保健衛生所の所管区域
- 3 実施の期日 令和2年12月12日から令和3年3月31日まで
- 4 実施すべき措置 緊急消毒
- 5 実施方法 八重山家畜保健衛生所長が定める方法

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 沖縄県総務部総務私学課（文書法規班印刷室） 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁地下1階
---	--